

流山市農業委員会
令和6年第6回
総会議事録

令和6年6月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第6回総会議事録

- 1 期 日 令和6年6月10日(月)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 4番 金子 文雄
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 10番 岡田 長政
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
 - 2地区 海老原 節雄
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局主任主査 秋元 敏男
事務局主任主事 田仲 悠太郎
- 11 会議目次
 - 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
 - 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 4
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)
…………… 6
 - 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について…………… 7
 - 議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について…………… 9
 - 報告第14号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 11
 - 報告第15号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について…………… 12
 - 報告第16号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 12
 - 報告第17号 専決処理の報告について…………… 13

▲開会 午後4時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

○水代会長 ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

なお、10番岡田職務代理者並びに海老原推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

4番 金子文雄委員、5番 鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、審議いただく案件につきましては、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの5議案について、審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第14号「生産緑地買取申し出による農業従事者への斡旋について」から報告第17号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

○水代会長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第29号

農地法第3条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年6月10日提出

今月の申請は4件です。

4件とも権利者が同一農業世帯のため、一括して説明いたします。

1番の権利者は、流山市おおたかの森西四丁目にお住まいの方2名で、職業は農業と兼農です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

議案案内図は、1ページの①にございますので、併せて御参照ください。

2番の権利者は、流山市おおたかの森西四丁目にお住まいの方で、職業は農業です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

議案案内図は、1ページの②にございますので、併せて御参照ください。

3番の権利者は、福井県越前市にお住まいの方で、職業は兼農です。

申請地は、平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

議案案内図は、1ページの③にございますので、併せて御参照ください。

4番の権利者は、流山市おおたかの森西四丁目にお住まいの方で職業は兼農です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

議案案内図は、1ページの④にございますので、併せて御参照ください。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議しました。

4件の権利者は、同一農業世帯で関連がありますので一括して説明します。

申請地につきまして、前方の地図で御説明します。

申請地は、東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田 合計5筆です。

1番の権利者は、流山市おおたかの森西四丁目にお住まいの世帯主の方で89歳、職業は農業、その子で63歳、職業は兼農です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートル、売買価格は935万円です。

次に、2番の権利者は、世帯主の方で89歳です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートル、売買価格は1,559万円です。
3番の権利者は、福井県越前市にお住まいの方で、世帯主の孫28歳、職業は兼農です。

申請地は、平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルで、売買価格は1,871万円です。

4番の権利者は、農業世帯主の子で63歳です。

申請地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

売買価格は1,559万円です。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおりすべて作付け済みの状態でした。

次に、権利者および世帯の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、農業従事者は5名です。

農業従事日数については、世帯主の89歳の方が365日、世帯主の子が200日、世帯主の孫が30日となっています。

この30日の申告ですが、農地法第3条の許可要件の常時従事日数は、原則150日以上従事することとなっておりますが、この方においては、世帯員等で従事日数を満たしています。

今後も、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 3番の方の住所が、福井県で申請事由が経営規模拡大となっていますが、福井県からわざわざ来るのですか。

また、どのような農業をするのですか。

◎事務局(染谷次長) こちらの方は、会社の転勤で福井県に赴任しているようですが、大きな連休、お盆や年末年始などには戻ってきて、農作業を行っていると言っています。

先ほど、山崎委員長から御説明がありましたが、世帯として皆さんで農業をやっており、農地法第3条の許可要件としては、世帯員等で従事日数を満たしていれば良いという判断をさせていただきました。

○山崎委員長 補足ですが、お孫さんは、転勤ということで福井県に赴任していますが、

こちらに戻れるように転勤願を出しているそうです。

もし、それが通らなければ、退職してこちらで就職先を見つけたいそうです。

◆第6番(金子孝博委員) 次に、売買価格についてですが、1反いくらですか。

○山崎委員長 1番は、1反935万円(坪3万円)、2番は1反1,559万円(坪5万円)です。

売買価格については、義務者と権利者が相対で協議して決めているため、金額が異なっています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第29号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第30号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年6月10日提出

権利者は、流山市加六丁目にお住まいの方です。

申請地は、下花輪の現況畑2筆 合計転用面積447平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、

審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.4キロメートルに位置し、周囲は病院や小規模な畑、住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を1棟建設しようとするものです。

権利者は、流山市加六丁目にお住まいの方で、年齢は33歳です。

申請理由については、現在家族4人で共同住宅に住んでいますが、子どもの成長を考え専用住宅を建築するため、申請がなされたものです。

次に、事業計画の概要について御説明いたします。

木造平屋建ての住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、西側と北側に3段のコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透枳にて敷地内浸透とし、汚水は浄化槽にて処理し側溝へ排水するとのことでした。

申請地の現況につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、資金計画ですが、建設費が約4,700万円で、権利者の自己資金と権利者の夫の金融機関からの借入金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、建築面積などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案31号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年6月10日提出

権利者は、東京都渋谷区に所在する法人ほか3社です。

申請がありました土地は、桐ヶ谷・下花輪・南・上新宿新田・上貝塚・谷・北の農地371筆 合計転用面積は201,968.81平方メートルです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は物流倉庫2棟とプールおよび附帯施設です。

申請事由については、物流施設は、現在インターネット通販の普及拡大により、大型倉庫拠点の需要がさらに高まっていること、プールおよび附帯施設は、関東圏唯一のウェーブプールを建設するため申請があったものです。

次に申請地の農地区分について、前面のスクリーンで御説明いたします。

申請地の大部分については、おおむね300メートル以内に高速道路の出入り口の基準点があることから、第3種農地と判断しました。

また、申請地の北側一部と南側一部については、第3種農地に該当せず、規模が10ヘクタール以上の一段の農地であることから第1種農地と判断しました。

第3種農地は、一般基準において許可できない場合を除き、原則許可できることとなっております。

第1種農地は、原則許可できないとされておりますが、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、第1種農地が、開発面積に占める割合が1/3以下である場合は、例外的に許可できることとなっております。

本件については、先ほどの全員協議会で皆様に審議していただき、継続審議になっていることを報告いたします。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案については、池田委員、鈴木委員、山崎委員、森田推進委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関

係委員の退席を願い審議いたします。

それでは、退席を求めます。

(午後4時22分 池田委員・鈴木委員・山崎委員・森田推進委員退出)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、事務局の説明のとおり継続審議にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については、継続審議とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

それでは、4名の除斥を解きます。

(午後4時23分池田委員・鈴木委員・山崎委員・森田推進委員入室)

○水代会長 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第32号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年6月10日提出

今月の申請は、新規が1件、更新が7件です。

始めに、1番の権利者は流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑 1筆 面積1,127平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、7ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、2番の権利者は、埼玉県吉川市に所在する農事組合法人です。

対象となる農地は、西深井と平方の田3筆 合計面積2,052平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間で権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、8ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、3番と4番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住いの方です。

対象となる農地は、平方の田5筆 合計面積4,417平方メートルです。

利用権設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、9ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案書の6ページをお開きください。

5番から7番までの権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市北にお住いの方です。

対象となる農地は、平方と中野久木の田7筆 合計面積3,460平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、10ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に8番の権利者は、流山市下花輪にお住いの方です。

対象となる農地は、桐ヶ谷と上貝塚の畑3筆 合計面積2,548平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は使用貸借です。

議案案内図は、11ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が1件、更新が7件です。

1番ですが、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、耕作面積は約4ヘクタールです。

申請地につきましては、写真のとおり休耕の状態でした。

2番ですが、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は埼玉県吉川市に所在する農事組合法人です。

農業従事者は8名で、吉川市での耕作面積は約18ヘクタール、流山市では約0.2ヘクタールです。

申請地につきましては、写真のとおり田植済みでした。

次に3番と4番の権利者は同一のため、一括して報告します。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、農業で年齢は71歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり田植済みでした。

続いて、5番から7番の権利者が同一のため一括して説明します。

本件については、相手を変更しての更新により、3年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は63歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり田植済みでした。

最後に8番についてですが、引き続き6年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は25歳です。

農業従事者は3名で農業従事日数は300日です。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番と4番については、小菅委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時29分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番と4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

挙手、全員であります。

よって本案の3番と4番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時31分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番と2番、5番から8番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番と2番、5番から8番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の1番と2番、5番から8番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の9ページをお開きください。

議案第33号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和6年6月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市中野久木にお住いの方で、被相続人の子に当たります。

申請地は、美原二丁目と中野久木の畑17筆 合計面積5,992.5平方メートルです。

議案案内図につきましては12ページにございますので、併せて御参照ください。

被相続人については、令和5年6月に88歳でお亡くなりになられた方です。

相続人は、昭和35年生まれの63歳の方です。

相続人の世帯の農業従事者は、2名です。

現地の状況につきましては、作付け済の状況でした。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約600メートルに位置している土地です。

被相続人は、昭和9年生まれで、令和5年6月に88歳で亡くなられた方です。

相続人は、被相続人の子で昭和35年生まれの63歳の方です。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその妻の合計2名であります。

申請地は、写真のとおり作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第4番(金子文雄委員) 面積について、全部の筆と一部の筆がありますが、納税猶予は、全部でなくて大丈夫なのですか。

◎事務局(染谷次長) 面積について、何平方メートルの内何平方メートルという表記になっていますが、被相続人と相続人の2人の共有で既に納税猶予を受けており、今回、被相続人が亡くなったことから、その持分を相続して納税猶予を受けるため、このような表記となっています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第14号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第14号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和6年6月10日報告

今月の生産緑地の買取り申出の斡旋は2件です。

1番は、西深井の畑2筆 合計面積776平方メートルです。

議案案内図は、13ページにありますので、併せて御参照ください。

2番は、中の畑1筆 面積713平方メートルで区画整理内の農地です。

議案案内図は、14ページにありますので併せて御参照ください。

こちらは、本年4月総会の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取り申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についての報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第15号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第15号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和6年6月10日報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにございますので併せて御参照ください。

報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第16号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第16号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和6年6月10日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和5年8月の総会で審議がなされ、令和5年8月28日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページに

ございます。

5月13日に岡田職務代理者と小菅委員に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

2番は、令和6年1月の総会で審議がなされ、令和6年1月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

5月20日に石井委員と鈴木委員に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

◆第5番(鈴木委員) 2番についてですが、現地を確認した際に、アンテナ(電柱)が新しく建っていて、確認することになっていましたが、どうなりましたか。

◎事務局(染谷次長) アンテナ(電柱)については、転用区域内ではなく、隣の方が建て直したものでした。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 1筆 面積283平方メートルです。

次に2の、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、4件 5筆 合計面積2,214.68平方メートルです。

最後に3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、20件 66筆 合計面積28,531.79平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、道水道用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が2件、計20件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議いたしました。

これをもって、令和6年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年6月10日

流山市農業委員会長

水代/啓司

流山市農業委員会委員

金子文雄

流山市農業委員会委員

鈴木亨